##### マイクロソフト認定トレーナーおよびマイクロソフト認定ラーニング コンサルタント

契約

2010

マイクロソフト認定トレーナー プログラムまたはマイクロソフト認定ラーニング コンサルタント プログラムの詳細については、マイクロソフト認定トレーナー/マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント プログラム ガイド (<http://www.microsoft.com/learning/en/us/certification/mct.aspx>) を参照してください。

#### マイクロソフト認定トレーナーおよびマイクロソフト認定ラーニング コンサルタント契約

マイクロソフト認定トレーナー (MCT) またはマイクロソフト認定ラーニング コンサルタント (MCLC) 資格の取得または維持を申請する個人向け。

MCLC 認定資格を取得するためには、プログラム ガイド (以下に定義)、本契約、またはその両方に詳述される他の要件を満たすと共に、事前に MCT 認定資格を取得する必要があります。したがって、特に MCLC に適用されると記述されていない限り、MCT へのすべての言及が MCLC にも適用されます。

このマイクロソフト認定トレーナーおよびマイクロソフト認定ラーニング コンサルタント契約 (以下「**本契約**」) は、Microsoft Corporation または本契約に添付される契約当事者に関する別表に具体的に指定するマイクロソフトの関連会社 (以下「**甲**」) と、本契約に署名をした個人 (以下「**乙**」) との間で締結される法的文書です。本契約は、マイクロソフト認定トレーナーまたはマイクロソフト認定ラーニング コンサルタントになるためにご記入 (入力) およびご署名いただくオンラインまたは書面による申込書 (以下「**申込書**」) の一部を構成し、本契約のすべての条項および条件が申込書に適用されます。乙は、オンラインまたは書面による申込書に署名することにより、本契約、および本契約に組み込まれ、本契約の一部を構成するプログラム ガイド
(現在 <http://www.microsoft.com/japan/learning/mcp/mct/default.mspx> に記載)
(以下「**プログラム ガイド**」) に従う義務を負うことに同意されるものとし
ます。

1. 定義

**正規カスタマー**とは、ラーニング ソリューションズ パートナー、マイクロソフト認定パートナー、マイクロソフト IT アカデミー プログラムに参加する機関、および甲により書面で認可されているその他の法人をいいます。

**指導分野**とは、MCT が特定の指導分野に対応する Microsoft の資格を取得することにより当該分野に熟練していることを実証した職務またはテクノロジを識別する MCT の区分制度をいいます。

**コースウェア**とは、オフィシャル マイクロソフト ラーニング プロダクト、またはマイクロソフト ビジネス ソリューションズ/マイクロソフト ダイナミクス ラーニング プロダクトを意味し、これに関連するすべての受講者キットおよびトレーナー キットを含みますが、マイクロソフト IW ラーニング プロダクトの受講者キットおよびトレーナー キットは除きます。

**EULA** とは、ソフトウェア、コンテンツ、メディア、コースウェア、マイクロソフト IW ラーニング プロダクト、またはその他のマテリアルに添付される製品使用権説明書または使用条件をいいます。

**IT アカデミー**とは、甲からその単独の裁量により、マイクロソフト IT アカデミー プログラムに参加し、マイクロソフト オフィシャル アカデミック コース (以下「**MOAC**」)、オフィシャル マイクロソフト ラーニング プロダクト、およびマイクロソフト IW ラーニング プロダクトを提供する権限を付与されている正式認定教育機関をいいます。

**IW** とは、「インフォメーション ワーカー」つまり Microsoft Windows XP と Office 2003、Windows Vista と Office 2007、または Office 2010 のエンド ユーザーをいいます。

**IW コース**とは、IW ラーニング プロダクトを使用して実施されるコース、クリニック、セミナー、およびワークショップをいいます。

**IW カスタマー**とは、IW トレーニング サービスを提供する正規カスタマーおよびその他の第三者をいいます。

**IW ラーニング プロダクト**とは、Windows XP、Office 2003、Windows Vista、Office 2007、および Office 2010 の使用方法を個人に指導することを目的とする、a) 第三者によってマイクロソフト認定コースウェア ベンダー プログラムを通して開発されたコースウェア、b) 第三者によって開発され、マイクロソフト コースウェア ライブラリから入手できるコースウェア、および c) その他の第三者によって開発されたコースウェアをいいます。

**ラーニング ソリューションズ パートナー**とは、ラーニング ソリューション資格を取得および維持するために必要な所定の条件を満たしているマイクロソフト認定パートナーおよびマイクロソフト認定ゴールド パートナーをいいます。

**マイクロソフト ビジネス ソリューションズ/マイクロソフト ダイナミクス ラーニング プロダクト**とは、Microsoft Dynamics (旧名 Microsoft Business Solutions) の製品とテクノロジ、およびそれらの計画、設計、開発、実装、管理、またはサポートに携わるプロフェッショナルへの教育に使用されるすべてのコースウェアをいいます。

**MCLC** **ロゴ ガイドライン**とは、MCLC ロゴの使用に関して甲が随時策定し、MCP メンバー専用サイトに掲載するガイドラインを意味します。

**MCT** **ロゴ ガイドライン**とは、MCT ロゴの使用に関して甲が随時策定し、MCP メンバー専用サイトに掲載するガイドラインを意味します。

**MCP** とは、マイクロソフト認定プログラムの指導分野のいずれかについて資格認定を取得するための要件を満たしている個人をいいます。

**MCT ダウンロード センター**とは、トレーナー キットおよびその他のマテリアルをインターネット経由でダウンロードすることができる甲のサイトをいいます。

**MCT ロゴ**とは、MCT メンバー専用サイトに随時表示されるマイクロソフト認定トレーナーのロゴをいいます。

**Microsoft Office Specialist (MOS) プログラム**とは、個人がWindows XP および 1 つ以上の Office 2003、Windows Vista および 1 つ以上の Office 2007、ならびに Office 2010 製品の使用に関する認定試験に合格し、該当する **Microsoft Office Specialist** の資格取得要件を満たしているとの認定を受けるためのマイクロソフト プログラムをいいます。

**Microsoft Office Specialist インストラクター** **(MOS:I)** とは、現状 Microsoft Office Specialist プログラムの要件を遵守すると共に十分に充足し、Microsoft Office Specialist インストラクターとしての現在の地位および認定を完全に維持していて、Microsoft Office Specialist の資格を取得するためのマイクロソフト認定試験を受ける個人の準備のために、マイクロソフト IW ラーニング プロダクトを使用したマイクロソフト IW コースまたは IW ラーニング プロダクトを使用した IW コースを実施し Windows XP および Office 2003、Windows Vista および Office 2007、ならびに Office 2010 の操作方法を指導するための教育的および技術的な能力について、甲から認定を受けた個人をいいます。

**マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント** **(MCLC)** とは、本契約およびプログラム ガイドに記載された要件を満たし、コースウェアを使用したマイクロソフト コースの実施およびマイクロソフトのテクノロジと製品に基づくコンサルティング的なラーニング ソリューションの設計、開発、および提供について甲から認定を受けた個人をいいます。

**マイクロソフト認定パートナー**とは、マイクロソフト認定パートナー プログラムに参加し、ラーニング ソリューション パートナーとなるための所定の要件を満たしていない独立した企業をいいます。

**マイクロソフト認定トレーナー (MCT)** とは、本契約およびプログラム ガイドに記載された要件を満たし、資格を取得し維持している指導分野においてコースウェアを使用したマイクロソフト コースまたはマイクロソフト IW ラーニング プロダクトを使用したマイクロソフト IW コースを提供することについて甲から認定を受けた個人をいいます。

**マイクロソフト コース**とは、甲がさまざまな受講者を対象として開発し、コースウェアを使用して実施される、コース、クリニック、セミナー、およびワークショップをいいます。誤解を避けるために、マイクロソフト コースには、マイクロソフト認定ディストリビューターまたは甲の Web サイトを通して提供されない第三者が開発したマテリアルを使用したトレーニングは含まれません。

**マイクロソフト IW コース**とは、甲または甲の代理が IW を対象として開発し、マイクロソフト IW ラーニング プロダクトを使用して実施される、コース、クリニック、セミナー、およびワークショップをいいます。

**マイクロソフト IW ラーニング プロダクト**とは、Windows XP、Office 2003、Windows Vista、Office 2007、および Office 2010 の使用方法を個人に指導することを目的として甲または甲の代理が開発したコースウェアを意味し、インストラクターによるトレーニングで使用されるラーニング プロダクト、マイクロソフト オフィシャル e ラーニング プロダクト、およびマイクロソフト オフィシャル アカデミック カリキュラム (**MOAC**) が含まれます。

**マイクロソフト ラーニング**とは、甲のマイクロソフト ラーニング事業部門をいいます。

**Microsoft Office Specialist マスター インストラクター** **(MMI)** とは、現状 Microsoft Office Specialist プログラムの要件を遵守すると共に十分に充足し、Microsoft Office Specialist マスター インストラクターとしての現在の状態および認定を完全に維持していて、Microsoft Office Specialist の資格を取得するためのマイクロソフト認定試験を受ける個人の準備のために、マイクロソフト IW ラーニング プロダクトを使用したマイクロソフト IW コースまたは IW ラーニング プロダクトを使用した IW コースを実施し Windows XP および Office 2003、Windows Vista および Office 2007、ならびに Office 2010 の操作方法を指導するための教育的および技術的な能力について甲から認定を受けた個人をいいます。

**オフィシャル マイクロソフト ラーニング プロダクト**とは、マイクロソフト ラーニング事業部が随時オフィシャル マイクロソフト ラーニング プロダクトとして指定するラーニング製品をいいます。

**受講者キット**とは、特定のマイクロソフト コースに登録した受講者が使用することを目的として甲または甲の委託により作成された受講者用教材のキットをいいます。

**トレーナー キット**とは、特定のマイクロソフト コースの実施に際し MCT が使用する、甲または甲の委託により作成されたトレーナー用教材のキットをいいます。

以下の用語の意味は、右側に示された本契約の条項に定義されています。

|  |  |
| --- | --- |
| **定義** | **条項** |
| ケース スタディ | 3(d) |
| 請求 | 7(b) |
| 義務の不履行 | 8(d) |
| 発効日 | 8(a) |
| e ラーニング用ビューアー | 4(i)(i) |
| LMS | 4(iii) |
| MCLC 指定 | 4(b) |
| MCLC プログラム | 2(b) |
| MCT 指定 | 4(a)(i) |
| MCT プログラム  | 2(a) |
| 審査会 | 3(d) |
| 補足資料 | 4(e) |
| 合衆国政府 | 10(e) |
| バーチャル ハード ディスク | 4(k)(i) |
| バーチャル マシン | 4(k)(i) |
| 乙のコンテンツ | 4(i)(ii) |

2. 目的

**(a) MCT プログラム**　　 甲は、革新的なソフトウェア企業であり、頻繁に新しい製品とテクノロジを市場に投入しています。甲の製品とテクノロジの多くは技術的に複雑であり、コンピューター プロフェッショナルとその他のエンド ユーザーは、それらの使用に習熟しているトレーナーからトレーニングを受けることが必要な場合があります。このようなトレーニングを一般に提供するために、甲は、本契約とプログラム ガイドに詳細に定めるすべての要件を満たす個人に MCT としての資格 (以下「MCT 認定資格」) を付与するマイクロソフト認定トレーナー プログラム (以下「**MCT プログラム**」) を開発しました。MCT 認定資格の要件は、甲の製品とテクノロジを用いたソリューションの開発、実行、サポート、および保守について、コンピューター プロフェッショナルなどを対象とするトレーニングを実施するために、必要なスキルを備えていることです。

**(b) MCLC プログラム**　　 一部のエンド ユーザー組織とラーニング ソリューション パートナーは、十分な知識を有するトレーナーから甲の製品とテクノロジに関するトレーニングを受ける必要があるだけでなく、コンサルティング的なラーニング ソリューションの設計、開発、および提供を必要とする特殊なニーズを持っています。甲は、これらのニーズに対応するために、マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント プログラム (以下「**MCLC プログラム**」) を開発しました。MCLC 認定資格の要件は、コンサルティング的な手法によりトレーニング、設計、および開発の専門知識を提供するスキルと、甲の製品とテクノロジを用いたソリューションの開発、実行、サポートおよび保守に関してコンピューター プロフェッショナルなどを指導するためのラーニング ソリューションを開発するスキルを備えていることです。

3. 認定資格の取得および維持

**(a)** **認定資格の取得**　　 MCT または MCLC の認定を受けるためには、乙はプログラム ガイドに記載された該当するすべての認定初期要件を満たさなければなりません。

2009 MCT プログラム年度において甲から MCT 認定資格を付与された MMI および MOS:I は、本契約ならびに 2010 MCT および MCLC プログラム ガイドのすべての条件を履行および遵守することを前提として、2010 MCT プログラム年度においても継続して MCT 認定を受けることができます。以降の MCT プログラム年度では、MMI および MOS:I は別のマイクロソフト製品ラインに関する他の 1 つ以上の MCT 指導分野について、マイクロソフト認定資格を取得する必要があります。

1. **認定資格の維持**　　 MCT または MCLC の認定資格を維持するためには、乙はプログラム ガイドに記載された該当するすべての資格認定存続要件を満たさなければなりません。
2. **変更**　　 乙は、甲がその単独の裁量で、MCT または MCLC の資格認定要件 (初期要件と存続要件のいずれも)、MCT または MCLC プログラムの名称および認定資格、プログラム ガイド、MCLC ロゴ、および MCT ロゴをいつでも変更できることに同意します。それらに変更が生じた場合、甲は、MCT メンバー専用サイトへの掲載、または乙が甲に提供する住所もしくは電子メール アドレス宛ての郵便もしくは電子メールによって乙に通知します。乙は、申込書に記載の住所および電子メール アドレスに変更が生じたときは甲に通知しなければなりません。甲は、乙に対し、このような変更事項を遵守できるようにするための合理的に十分な期間を提供します。
3. **連絡および個人情報の保護** 甲は、マイクロソフト認定トレーナーが自身の個人情報を管理できるようにすることを目標としています。MCT プログラムおよび MCLC プログラムは、個人のプライバシーとデータ保護に関する甲の方針に従っています。MCT メンバー専用サイトの「My Contact Preference」において、乙は、甲のサプライヤーまたは甲から定期的な連絡を受けることを希望するかどうか選択することができます。ただし、甲はプログラムに関する重要なお知らせを乙に通知するために定期的に連絡することができます。乙は、こうしたプログラムに関するお知らせの配信を拒否することはできません。こうしたプログラムに関するお知らせは、MCP プログラム、MCT プログラム、および MCLC プログラムの重要な部分を構成するものであり、乙が MCT および MCLC コミュニティのメンバーとなった後で受領することを合理的に予想すると考えられる連絡事項であるからです。こうした連絡事項には、電子メールによるウェルカム メール、MCP、MCLC、および MCT のニュースレター、ならびにプログラムに関するお知らせとそのアップデート情報が含まれますが、必ずしもそれらに限定されません。

乙は、顧客満足度調査の結果ならびに受講者およびクラスの情報が MCT 資格認定存続要件の判断に使用されることに加え、乙に関連するその他の情報 (乙の氏名、教えたクラスの名称と回数など) が甲およびその第三者ベンダーによってトレーナー評価フォームから抽出されることを認め、これに同意するものとします。乙には、自身に関する情報にアクセスし、閲覧するための固有のアクセス コードが割り振られます。乙は、自身に関する情報を第三者が閲覧できるように、当該第三者にこのアクセス コードを開示することができます。乙は、アクセス コードをラーニング ソリューション パートナー、受講者、潜在的受講者などを含む第三者に開示した場合、当該第三者が乙自身の情報をすべて閲覧できるようになることを認め、これに同意するものとします。

乙は、MCLC 資格認定プロセスの一部として、乙のケース スタディ (以下「**ケース スタディ**」) が MCLC 認定審査会 (以下「**審査会**」) に提供され、これにより審査されること、および申込書が甲、その指定下請業者、またはその両方により審査されることを了解し、これに同意するものとします。

1. **プログラム遵守監査**　　 甲は、資格認定要件の遵守状況に関する検査と
して、無作為に選んだ MCT および MCLC に対し定期的に監査を実施します。乙は、これらのすべての要件が完全に満たされていることを示す記録を保管する責任を負います。乙の記録は、その年間更新申込書 (該当する場合) の記載内容に合致していなければなりません。乙は、監査対象に選ばれた場合、MCT プログラム管理者から特定の情報提供を求めるオーディット レターを受領します。乙は、オーディット レターに記載の日付までに、要求された情報や書類を提供しなければなりません。

乙が MCT または MCLC の資格認定存続要件を満たさない場合は、第 8 条により、乙の認定資格が停止されるかまたは本契約が解除されることがあります。その重大性によっては、乙の認定資格が無期限に取り消される場合もあります。その場合、乙は、MCP 認定資格も無期限に失います。資格認定要件をこのように厳格に適用する目的は、資格認定要件を遵守している大多数の MCT および MCLC を保護することにあります。

MMI および MOS:I の資格を有する個々の MCT は、2009 MCT プログラム年度の要件および 2010 MCT プログラム年度の更新要件をすべて満たすことを証明する記録を、自身の責任により保管するものとします。

4. 権限および制限

**(a)** **権限**

 (i) **付与**

 (a) 乙が MCT 認定資格の初期要件を満たしている場合、乙が本契約およびすべての資格認定存続要件を遵守していることを条件として、甲は、乙に対し、(A) マイクロソフト コースまたはマイクロソフト IW コースの準備および実施に関連して乙自身を「マイクロソフト認定トレーナー」すなわち「MCT」に指定する権限 (以下「**MCT 指定**」)、(B) MCT ロゴ ガイドラインに従って MCT ロゴを使用する権限、および (C) 乙が資格を有するマイクロソフト コースまたはマイクロソフト IW コースを、プログラム ガイドに基づいて正規カスタマーの代理として行う場合に限り、プログラム ガイドに基づいて準備および実施する権限を付与します。

 (b) 乙が MCLC 認定資格の初期要件を満たしている場合、乙が本契約およびすべての資格認定存続要件を遵守していることを条件として、甲は、乙に対し、(A) マイクロソフト コースの準備および実施、ならびに甲のテクノロジに基づくコンサルティング的なラーニング ソリューションの設計、開発、および実施に関連して乙自身を「マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント」すなわち「MCLC」に指定する権限 (以下「**MCLC 指定**」)、および (B) MCLC ロゴ ガイドラインに従って MCLC ロゴを使用する権限を付与します。

 (ii) **権利の帰属**　　 本契約において明示的に付与されていない権利はすべて、甲が留保します。乙は、MCT ロゴおよび MCT 指定ならびに MCLC ロゴおよび MCLC 指定が甲に帰属し、本契約の規定、MCT または MCLC としての乙の行動、または別途法律により黙示的に規定されている可能性のある事項が、本契約において明示的に付与された権限を除き、MCT 指定、MCT ロゴ、MCLC 指定、または MCLC ロゴに対するいかなる権利、権原、または権益も乙に付与するものではないことを認め、これに同意するものとします。

 (iii) **制限**　　 乙は、MCP 資格およびロゴ使用ガイドラインまたは甲から提供される該当するアートワークに記載された以外のいかなる方法でも、MCT ロゴまたは MCLC ロゴを使用または複製することはできません。乙は、MCT ロゴおよび MCT 指定と MCLC ロゴおよび MCLC 指定に対する甲の権利を侵害することのない方法で MCT ロゴおよび MCT 指定または MCLC ロゴおよび MCLC 指定を使用することに最善を尽くし、本契約の期間中であると本契約の終了後であるとを問わず、MCT ロゴ、MCT 指定、MCLC ロゴ、または MCLC 指定に対する甲の権利を妨げ、または損なうおそれのある行為を行ってはならないものとします。乙は、本契約の満了または終了時には、MCT 指定および MCT ロゴと MCLC 指定および MCLC ロゴの一切の使用を直ちに中止することに同意します。

1. **マイクロソフト** **コース教材およびマイクロソフト IW コース教材**

(i) **マイクロソフト コース教材**　　 乙は、マイクロソフト コースの準備および実施に際し、コースウェアを使用しなければなりません。乙は、MCT ダウンロード センターまたはマイクロソフト コースの実施を乙に委託した正規カスタマーから、トレーナー キットを入手することができます。乙は、マイクロソフト コースの実施を乙に委託した正規カスタマーから、受講生キットを入手することができます。乙は、該当するマイクロソフト コースに登録し参加する受講者にのみ受講者キットを頒布することができますが、かかる受講者キットの頒布は個人的使用を目的として受講者 1 人につき 1 部に限定するものとします。

 **トレーナー キットは、マイクロソフト コースの実施においてのみ使用することができます。乙は、マイクロソフト コース以外のコースの実施中、またはそれ以外のあらゆる目的でトレーナー キットまたはその一部 (バーチャル マシンまたはバーチャル ハード ディスクを含みますが、それらに限定されません) を使用することはできません。乙は、自身が実施するマイクロソフト コースのコースウェアに関連するトレーナー キットのみを使用でき
ます。**

 **乙は、あらゆるコースウェアまたはトレーナー キットに添付のあらゆる EULA、および MCT ダウンロード センターに掲載されたあらゆる EULA の条件を厳格に遵守しなければなりません。.**

(ii) **マイクロソフト IW ラーニング プロダクト**　　 乙は、マイクロソフト IW コースの準備および実施にマイクロソフト IW ラーニング プロダクトを使用しなければなりません。甲が IW ラーニング プロダクトを開発していないマイクロソフト IW コースについては、乙は他の IW ラーニング プロダクトを入手し、当該コースの実施に使用することができます。乙は、自身が実施するマイクロソフト IW コースに対応するマイクロソフト IW ラーニング プロダクトを、マイクロソフト IW コースの実施を乙に委託した正規カスタマーから入手することができます。乙は、入手したマイクロソフト IW ラーニング プロダクトを対応するマイクロソフト IW コースに登録し参加する受講者にのみ頒布することができますが、かかるマイクロソフト IW ラーニング プロダクトの頒布は個人的使用を目的として受講者 1 人につき 1 部に限定するものとします。マイクロソフト オフィシャル e ラーニング コースは、頒布されるのではなく、当該コースにアクセスするか当該コースを使用する各受講者が、個別に登録しなければなりません。複数の受講者が、1 つのマイクロソフト IW ラーニング プロダクトのコピーを共有することはできません。

 **乙は、あらゆる IW ラーニング プロダクトに添付のあらゆる EULA、および MCT ダウンロード センターに掲載されたあらゆる EULA の条件を厳格に遵守しなければなりません。.**

現在のところ、マイクロソフト IW ラーニング プロダクト用のトレーナー キットは提供されていません。

**(c)** **マイクロソフト** **コースおよびマイクロソフト IW コースの実施**　　 乙は正規カスタマーの教室、正規カスタマーの顧客先、または本契約およびプログラム ガイドに定めるガイドラインならびに制限条件に従った別の教室においてのみ、マイクロソフト コースを実施することができます。乙は、正規カスタマーの教室、正規カスタマーの顧客先、IW カスタマーの教室、または本契約およびプログラム ガイドに定めるガイドラインならびに制限条件に従った他の教室においてのみ、マイクロソフト IW コースを実施することができます。

**(d)** **録画**　　 乙は、後で他のマイクロソフト コースに使用するために、マイクロソフト コースのトレーニング セッションを録音および録画することができます。ただし、この録音および録音を使用するマイクロソフト コースの各受講生は、当該録音および録画の利用に際し、適切な受講者キットまたは適切な受講者キットの e ラーニング用 CD/DVD の正規ライセンス コピーを有していることを条件とします。乙はまた、当該マイクロソフト コースを提供するラーニング ソリューション パートナーの内部用として、または乙自身の使用のために (乙の指導技術の証拠として当該録音および録画を甲に提出することを含みます)、マイクロソフト コースを録音および録画することができます。乙は、他者または他者の施設の録音および録画を、録音および録画ならびにそれ以降の使用に対する当該他者の明示的な同意を得ずに行ってはなりません。本契約または乙の MCT 認定資格の満了もしくは終了に伴い、乙のかかる録音および録画を使用する権利は失効するものとします。

**(e)** **補足資料**　　 乙がマイクロソフト コースの準備または実施に際してコースウェアに補足的なコンテンツを追加した場合、またはマイクロソフト IW コースの準備または実施に際して IW ラーニング プロダクトに補足的なコンテンツを追加した場合 (以下「**補足資料**」)、甲は当該補足資料に対する所有権を主張しません。乙は、追加した補足資料に関連する第三者の請求に起因するあらゆる損害、責任、または費用 (弁護士費用を含みます) について甲を防御し、補償し、甲に損害を与えないことに同意します。乙は、甲が当該補足資料の著作者であると、または当該補足資料の内容を推奨したと言明または示唆してはなりません。

**(f)** **正規カスタマーとの契約**　　 乙は、マイクロソフト コースを準備および実施する場合の正規カスタマーとのすべての契約およびマイクロソフト IW コースを準備および実施する場合の正規カスタマーおよび IW カスタマーとのすべての契約について、交渉および締結に関する一切の責任を負うものとします。かかる契約は、乙および正規カスタマーまたは IW カスタマーの唯一かつ排他的な義務を構成するものとします。甲は、乙および正規カスタマーまたは IW カスタマーに対し、かかる契約に起因または関連する、いかなる種類または性質の義務 (乙によるマイクロソフト コースまたはマイクロソフト IW コースの準備または実施に対する支払いなどを含みます) も負わないものとします。

**(g)** **秘密保持契約**　　 乙は、甲が乙に開示した情報およびノウハウのうち、甲が専有または秘密と指定したもの、および周囲の状況から合理的に考えて甲が専有または秘密として扱うべきものについて、すべて守秘することを明示的に約束します。さらに乙は、本契約の存続中において本契約の条項に従う場合を除き、かかる情報およびノウハウを使用しないものとします。上記にかかわらず、乙は (i) 乙が甲から受け取る前に第三者から合法的に受け取った情報、(ii) 甲が守秘義務を負わせることなく無関係な第三者に開示した情報、または (iii) いかなる秘密情報も参照せずに乙が独自に開発した情報については、守秘義務を一切負わないものとします。さらに、乙は甲に書面で事前に通知し、開示に課せられるすべての保全命令 (またはそれに相当するもの) に従うことを条件として、政府または司法機関の要請に応じて秘密情報を開示することができます。本条に基づく義務は、本契約の満了またはその他の終了にかかわらず有効に存続するものとし、(x) 本条によって保護される情報が乙の過失によらずして公知となった時点、(y) Microsoft® Windows®、Windows 95、Windows NT®、Windows 2000、Windows XP、Windows Server® 2003、Windows Vista® の各オペレーティング システム (およびこれらの製品の置換品として販売される製品およびテクノロジを含む先行または後継バージョン) のオブジェクト コードについては秘密情報の公開日付から 1 年後、または (z) その他すべての秘密情報については本契約の満了または終了から3 年後のうち、いずれか早い時点まで存続します。

**(h)** **e ラーニング用 CD/DVD**

(i) **e ラーニング用ビューアー**　　 乙は、トレーナー キットに含まれる e ラーニング用 CD/DVD に付属のビューアー (以下「**e ラーニング用ビューアー**」) に対し、かかる e ラーニング用 CD/DVD に添付の EULA で禁止されていない限り、変更を加えることができます。たとえば、乙は、目次をカスタマイズし、e ラーニング用ビューアーの配色と「ルック アンド フィール」を変更することができます。ただし、乙は、乙の会社名、商標、ロゴなどのブランドを e ラーニング用ビューアーに追加することはできません。

現在のところ、マイクロソフト IW ラーニング プロダクト用の e ラーニング用 CD/DVD は提供されていません。

(ii) **追加コンテンツ**　　 乙は、マイクロソフト コースの準備および実施に際し乙が使用する目的にのみ、マイクロソフト e ラーニング用 CD/DVD にコンテンツ (ラボ、シミュレーション、アニメーション、モジュール、評価事項など) (以下「**乙のコンテンツ**」) を追加することもできます。乙は、マイクロソフト e ラーニング用 CD/DVD に乙のコンテンツを追加する場合、乙のコンテンツが乙自身のコンテンツであることを示すために、かかる追加コンテンツと共に、マイクロソフト ラーニング プロダクトの「コンテンツ枠」に乙または乙の会社のロゴを追加することができます。乙は、そのようなロゴを「コンテンツ枠」に追加する場合には、(i) どのコンテンツが乙のコンテンツであるか、および (ii) 乙のコンテンツが甲ではなく乙から提供されたものであることを明確に示すために、ロゴに説明文を添えなければなりません。たとえば、乙は「このコンテンツは、(ここにロゴを挿入) から提供されたものです。」などの文言を挿入することができます。乙は、乙のコンテンツに関連する第三者の請求に起因する損害、責任、費用、または経費 (弁護士費用を含みます) について甲を防御し、補償し、甲に損害を与えないことに同意します。乙は、甲が乙のコンテンツの著作者であると、または乙のコンテンツを推奨したと言明または示唆しないものとします。

(iii) **ラーニング管理システム**　　 乙は、ラーニング ソリューション パートナーまたはその代理によって運用されているラーニング管理システム (以下「**LMS**」) に、e ラーニング用 CD/DVD のコンテンツ (乙のコンテンツまたは e ラーニング用ビューアーの認められた改変を含みます) を搭載し維持することができます。ただし、かかるコンテンツにアクセスする各受講者が当該コースウェアまたは e ラーニング用 CD/DVD の正規ライセンス コピーを有していることを条件とします。マイクロソフト コース修了時には、当該マイクロソフト コースの受講生キット一式 (フル パッケージ製品または e ラーニング用 CD/DVD 版のいずれか) を各受講生に供与しなければなりません。

**(i) 評価用ソフトウェア** トレーナー キットに含まれる評価用またはテスト用ソフトウェアについては、MCT がマイクロソフト コースの実施に向けた準備を行う場合に限り使用することができます。これらのソフトウェアは、それに添付される EULA により教室での使用が認められている場合を除き、教室内のコンピューターでの使用を目的として複製すること、またはかかるコンピューターで使用することはできません。さらに、受講生キットに含まれる評価用またはテスト用ソフトウェアは、教室での使用ではなく、個人的使用に限り受講生にライセンスされます。正規カスタマーまたは IW カスタマーは、教室のコンピューターに必要なソフトウェアのライセンスを適宜取得するものとします。MCT が正規カスタマーのために正規カスタマーの顧客先でマイクロソフト コースまたはマイクロソフト IW コースを実施する場合、顧客は、その従業員のコンピューター上のソフトウェアについて適切なライセンスを取得していなければなりません。甲の製品のライセンスおよび利用できるオプションについては、Microsoft Licensing Web サイト (<http://www.microsoft.com/japan/licensing/default.mspx>) を参照してください。

現在のところ、マイクロソフト IW ラーニング プロダクト向けの評価用ソフトウェアは提供されていません。

**(j) バーチャル ハード ディスク**

(i) **定義**

**バーチャル マシン**とは、仮想ハードウェア環境、1 つまたは複数のバーチャル ハード ディスク、および仮想ハードウェア環境 (RAM など) のパラメーターを設定するコンフィギュレーション ファイルで構成される、Microsoft Virtual PC または Microsoft Virtual Server ソフトウェアを使用して作成およびアクセスされる仮想化されたコンピューター エクスペリエンスをいいます。

**バーチャル ハード ディスク**とは、実際のハード ドライブのように、オペレーティング システム ソフトウェア、アプリケーション ソフトウェア、ファイル、およびデータを内蔵できるバーチャル マシンの仮想ハード ディスクをいいます。

(ii) **コースウェアへの同梱**　　 MCT ダウンロード センターなどから MCT に提供されたトレーナー キットなどのマテリアルには、バーチャル ハード ディスクに各種マイクロソフト製品を搭載したバーチャル マシンが含まれる場合があります。

(iii) **制限** 乙は、MCT ダウンロード センターに掲載された EULA、またはバーチャル マシンおよびバーチャル ハード ディスクに添付の EULA に明示的に定めるところによってのみ、バーチャル マシンおよびバーチャル ハード ディスクを使用することができます。特に、バーチャル マシンに添付の EULA において別途明示的に認められる場合を除き、乙は、(A) 該当するマイクロソフト コースの準備および実施のみを目的としてバーチャル マシンを使用することができ、(B) 受講生がバーチャル マシンを使用する必要のあるマイクロソフト コースごとに、乙の監督のもとで受講生が利用できるよう、マイクロソフト コース期間中のみ、正規カスタマーの管理する教室内のコンピューターに限り、バーチャル マシンの個別コピーをインストールすることができます。ただし、いずれの場合も、乙は、以下のセキュリティ要件を遵守するものとします。

1. 甲は、コースウェアの一部として提供されるか個別の CD-ROM または DVD で提供される各バーチャル マシンに搭載されたオペレーティング システムを、アクティブ化していません。当該バーチャル マシンをコピーし、またはそれを受講生に提供する前に、乙は、各バーチャル マシンのオペレーティング システム ソフトウェアのプロダクト キーを甲から取得し、そのプロダクト キーを用いて甲のソフトウェアをアクティブ化します。
2. 各マイクロソフト コースにおいて、乙は、当該マイクロソフト コースに登録された受講生数より多い台数の教室内のコンピューターにバーチャル マシンをインストールすることはできません。
3. 乙は、教室内のコンピューターからバーチャル マシンまたはバーチャル ハード ディスクのコピーまたはダウンロードが行われないようにします。
4. 乙は、バーチャル マシンおよびバーチャル ハード ディスクのインストール、使用、アクティブ化および非アクティブ化、およびセキュリティに関する甲のあらゆる指示を厳格に遵守します。

**乙は、1) 構成 (マウスなど) および設定について通常のエンド ユーザーが自身のコンピューター エクスペリエンスを向上させるために行う変更を乙が行う場合、および 2) ラボ実習に必要な範囲で乙が変更を行う場合を除き、バーチャル マシンまたはそのコンテンツを改変することはできません。**

**(k) トレーナー キットと MCT ダウンロード センター**

乙は、正規 MCT として最初に MCT ダウンロード センターにアクセスするときに、MCT ダウンロード センターから MCT に提供されたトレーナー キット、バーチャル マシン、バーチャル ハード ディスク、およびその他のマテリアルの使用に適用される EULA に同意します。

甲は、MCT ダウンロード センターからのトレーナー キットもしくはその他のマテリアルの提供または MCT ダウンロード センターへのアクセスを、いつでも停止することができます。

現在のところ、マイクロソフト IW ラーニング プログラム用のトレーナー キットは提供されていません。

MCT ダウンロード センター で MCT に提供されているマテリアルの EULA を参照する必要がある場合は、<https://mocl.one.microsoft.com/cwdl> で参照できます。

**(l) 著作権侵害対策**

乙は、マイクロソフト コース、受講者キット、トレーナー キット、バーチャル マシン、バーチャル ハード ディスク、マイクロソフト IW コース、マイクロソフト IW ラーニング プロダクト、およびそれらの一部の不正な製造、コピー、頒布、または使用を未然に防止できるよう最善を尽くし、偽造ソフトウェア、海賊版ソフトウェア、もしくは違法ソフトウェアの頒布、供与、または移転を故意に行ったりその便宜を図ったりしてはなりません。乙は、甲ならびに甲の製品、テクノロジ、認定試験、およびコースウェアをあらゆる著作権または商標の侵害、および甲のあらゆる営業秘密もしくは秘密情報の不正使用または不正開示から保護するため、かつ甲の製品、テクノロジ、およびコースウェアに対する甲の権利、権原、および利益を保護するために、可能なあらゆる措置を講じることに同意するものとします。乙は、何らかのコースウェアまたは IW ラーニング プロダクトの不正な使用もしくはコピー、またはその他何らかの甲の著作権もしくは商標の侵害、または甲の何らかの営業秘密もしくは機密情報の何らかの不正使用もしくは不正開示について知ったときは、速やかにその詳細を具体的に甲 (tctips@microsoft.com または甲が随時通知する別の連絡先) に通知することに同意するものとします。

**(m)** **コースウェアのコピー、逆アセンブル、および改変**　　 乙は、本契約またはコースウェアもしくはマイクロソフト IW ラーニング プロダクトに添付の EULA で明示的に認められている場合を除き、いずれのコースウェアまたはマイクロソフト IW ラーニング プロダクトもいかなる形でもコピー、複製、リバース エンジニアリング、逆アセンブル、編集、変換、その他改変してはなりません。

**5. 譲渡の禁止**

合併によるものであると法律の適用によるものであると、その他理由の如何を問わず、乙は、その方法の如何を問わず、本契約 (または本契約に基づき付与されるあらゆる権利) を譲渡、再許諾または移転することはできません。そのような譲渡、再許諾、または移転は、すべて無効です。

6. 保証の排除、責任の制限

適用される法律により認められる範囲において、甲は、コースウェア**およびマイクロソフト IW ラーニング** **プロダクト**ならびに本契約に関連するその他すべてのマテリアル (以下総称して「**マテリアル**」) を**現状有姿のまま**、**提供された時点の状態で**、**瑕疵を問わない条件で**、いかなる種類の保証もなしに提供します。甲は、当該マテリアルに関して、明示的、黙示的、または法令上のいずれのものであるとを問わず、一切の責任 (商品性、特定目的に対する適合性、信頼性もしくは利用可能性、対応の正確性もしくは完全性、権原、第三者の権利侵害の不存在、結果、専門技術企業としての努力、および過失の不存在に関するあらゆる黙示的な保証、義務、または条件を含みます) を負いません。

いかなる場合も、甲は、乙の MCT もしくは MCLC の認定資格の取得、取得不能、または本契約に基づく失効もしくは終了から生じるものを含む (ただし、それらに限定されません) 一切の間接的損害、派生的損害、付随的損害、または特別損害 (本契約に起因または関連する逸失利益またはデータ消失、事業の中断または物損 (乙のコンピューターその他の装置を含みます) に対する損害賠償を含みます) に関し、一切責任を負いません。たとえ、甲がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。法域によっては、派生的損害または付随的損害に対する責任の制限を排除または制限することが認められないために、前記の制限が乙に適用されない場合があります。

7. 非代理、補償

1. **パートナーシップ、ジョイント ベンチャー、代理店、またはフランチャイズ関係の不存在**　　 本契約および本契約に定めるいかなる条項または条件も、甲と乙との間のパートナーシップ、ジョイント ベンチャー、雇用主と従業員の関係、または代理関係を構成するもの、またはフランチャイズを許可するものと解釈しないものとします。乙は、マイクロソフト コースまたはマイクロソフト IW コースを実施するためのすべての要件を満たしていることが真実であり、かつこのことを本契約の条項と矛盾しない形で述べる場合を除き、いかなる形においても、乙が甲に雇用されている、甲と提携している、または甲の後援を受けている旨の広告、販売促進、または示唆を行ってはなりません。乙は、甲の代理として、いかなる表明、保証、約束も行わないものとします。本契約の期間中、乙は、MCT もしくは MCLC として甲の製品に関するトレーニングを提供することを定める、または MCLC としてコンサルティング的なラーニング ソリューションやサービスを提供することを定めるすべての契約に次の文言を挿入するものとします。

**「Microsoft は本契約の当事者ではなく、この契約の目的であるサービスに関して Microsoft は一切責任を負いません。「マイクロソフト認定トレーナー/マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント」という肩書きは、私がマイクロソフト コースを実施するのに必要なスキルを反映する Microsoft の要件を完全に満たしたことを示します。私が提供するサービスは、Microsoft によって提供、認可、または後援されたものではありません」**

**(b)** **補償**　　 乙は、甲が、乙、乙がマイクロソフト コースもしくはマイクロソフト IW コースを実施した相手、乙がコンサルティング的なラーニング ソリューションもしくはサービスを提供した相手、または乙が提携しているあらゆる正規カスタマーもしくは IW カスタマーに対して、いかなる責任も負わないことに同意し、乙が (i) 本契約の履行もしくは不履行、(ii) MCT もしくは MCLC としての乙のサービスの販売促進、販売、実施、もしくは頒布、(iii) 本契約の条件に反したあらゆる方法による MCT ロゴ、MCT 指定、MCLC ロゴ、もしくは MCLC 指定の乙による使用、または (iv) 本契約の条件に従った乙の認定資格または本契約の甲による停止もしくは終了に起因するかいかなる形態でもそれらに関連する、あらゆる要求、請求、または責任 (人身被害または製造物責任に対する請求を含みますが、それらに限定されません) (以下「**請求**」) について、甲、その承継者、関連会社および子会社、ならびにそれぞれの役員、取締役、または従業員を防御し、補償し、一切の損害を与えないことに同意するものとします。甲がこの条項の下で乙に補償を求める場合、甲は、甲に対して提起され、甲が乙に補償を求める請求について乙に書面で速やかに通知します。甲は、甲が選任した弁護士と共にかかる請求に対する防御について全権を持つか、または防御を乙に付託し、甲が選任した弁護士にその防御の状況を監視させるかを選択することができます。甲がこのような請求に対する防御について全権を持つ場合、乙による支払いを要する和解を行うには乙から事前に書面による承諾を得る必要があり、乙はかかる承諾を正当な理由なく拒否しないものとします。乙は、甲がかかる請求に対する防御において合理的に負担した費用 (弁護士費用および請求に関する判決金または和解金を含みますが、それらに限定されません) について補償請求を受けたときは、速やかに甲に支払うものとします。

8. 期間および終了

**(a)** **契約期間** 本契約の有効期間は、以下に定めるところにより早期に終了されない限り、乙が電子メールまたは書面により申込書に署名をした日 (以下「**発効日**」) から現 MCT プログラム年度の最終日までとします。ただし、本契約は、(i) 本契約が甲によって作成されたまま変更されず、(ii) 乙が署名その他の方式によって同意した申込書を甲が受領した場合にのみ有効です。

**(b)** **認定資格の終了**　　 所定期間内に乙が資格認定の存続要件を満たすことができなかった場合、乙の認定資格は当該期間が経過した時点で自動的に停止されます。乙の認定資格が停止された場合、乙は、マイクロソフト コースおよびマイクロソフト IW コースの実施、および自身をマイクロソフト認定トレーナーまたはマイクロソフト認定ラーニング コンサルタントと称することを中止しなければなりません。乙の認定資格が本条に従って停止され、かかる停止の状況を甲が知り得た場合、甲は当該停止を書面で乙に通知すべく相応の努力を行います。

**(c)** **一方の当事者による終了**　　 いずれの当事者も、正当な理由の有無を問わず、相手方当事者に 30 日前までに書面で通知することにより、いつでも本契約を終了することができます。

**(d)** **甲による終了**　　 本契約の条項の遵守について乙に重大な不履行があった場合 (以下「**義務の不履行**」)、甲は、本契約に基づく権利、法律上有している権利、またはその他の権利を妨げられることなく、上記の第 8 条 (b) または (c) に定める措置をとる権利を持つことに加え、乙の認定資格の停止を含め、直ちに本契約を終了することができます。義務の不履行には以下の事由が含まれます。(i) 乙が認定資格の存続要件を遵守しない場合、(ii) 乙が本契約の条件 (MCT 指定、MCT ロゴ、MCLC ロゴ、または MCLC 指定の使用について定めた条件を含みますが、それらに限定されません) を遵守しない場合、(iii) 乙が甲の営業秘密もしくは秘密情報の不正使用もしくは不正開示を行った場合、または甲の製品またはテクノロジもしくはマイクロソフト コース (マイクロソフト コースで使用されるコースウェアを含みますが、それに限定されません)、マイクロソフト IW コース、またはマイクロソフト IW ラーニング プロダクトの著作権を侵害した場合、もしくは甲のその他の知的財産権を侵害した場合、もしくはその他法律で禁止されている行為を行った場合、(iv) 政府機関または裁判所がマイクロソフト コースまたはマイクロソフト IW コースに関して乙が提供したサービスに何らかの瑕疵があると認めた場合、または (v) 乙の認定資格の状況もしくは甲との関係を偽った場合。義務の不履行が発生した場合、甲は本契約の終了を書面で乙に通知すべく相応の努力を行います。

**(e) 終了時の義務**　　 本契約が終了した日をもって、乙は以下の行為を中止します。

 (i) マイクロソフト コースおよびマイクロソフト IW コースの実施

 (ii) MCT ロゴまたは MCLC ロゴの使用

 (iii) MCT 指定の使用および MCT と称すること、または MCLC 指定の使用および MCLC と称すること、ならびに

 (iv) トレーナー キット、バーチャル マシン、バーチャル ハード ディスク、その他 MCT ダウンロード センターからダウンロードしたかまたはその他の方法で入手したマテリアル、および MCT メンバー専用サイトまたは MCT に提供されるその他の Web サイトで提供されるあらゆるマテリアルまたは情報の使用。これらについて、乙は、乙が保有または管理するすべてのコピーを破棄するものとします

9. 業務の実施方法

**(a) 業務実施方法**　　 乙は、MCT または MCLC の資格によるすべての業務を (i) 甲の信用に悪影響を与えることのない、(ii) 誤解を生む、欺瞞的、または道義に反する方法によらない、(iii) オフィシャル マイクロソフト ラーニング プロダクト、マイクロソフト ビジネス ソリューションズ/マイクロソフト ダイナミクス ラーニング プロダクト、マイクロソフト IW ラーニング プロダクト、またはマイクロソフト製品の書類に含まれていない表明または保証を甲の代理として行うことのない、(iv) すべての適用される合衆国輸出規制およびその他の適用される法令を遵守する、ならびに (v) 甲のソフトウェア、開発ツール、およびその他の製品に関する著作権およびその他の知的財産権の保護規定 (本契約の制限条件を含みます) を遵守する方法で実施することに同意します。

**(b) 商標の制限**　　 本契約に明示的に言及されている場合を除き、本契約に定めるいかなる事項も、乙に甲の商標、サービス マークまたはロゴを使用する権限を付与するものではありません。

**(c) オンライン ニュースグループへの参加** 乙は、甲が提供するニュースグループ、掲示板、オンライン チャットなどの MCT または MCLC のコミュニケーション活動に参加する際は必ず、そうしたコミュニケーション サイトに掲載された利用規約に従うことに同意します。乙がかかる利用規約を遵守しない場合、甲は、乙の MCT プログラムまたは MCLC プログラムへの参加を停止することができ、乙は MCT または MCLC としての認定資格を失うことがあります。

10. 一般条項

**(a) 準拠法、裁判管轄、弁護士報酬**　　 本契約は、本契約の「準拠法および裁判管轄に関する別表」に定める国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、本契約に関して紛争が生じた場合は同国の裁判所の管轄および裁判地に服するものとします。本契約上の権利もしくは請求権の行使または本契約の規定の解釈に関する訴訟において、勝訴当事者は合理的な弁護士費用およびその他の支出を回収することができます。

**(b)** **変更/従前の合意** 本契約は、双方の当事者の権限を有する代表者によって署名された書面で変更される場合を除き、変更できないものとします。本契約は、本件に関して当事者間で以前に取り交わされた書面または口頭による合意 (前年度の MCT プログラムに関する MCT 契約を含みます) に優先します。

**(c)** **権利放棄の否認**　　 いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項の不履行に対する権利を 1 度放棄した場合でも、同じ条項または本契約中の別の条項の過去、現在、または将来の不履行に対する請求権をも放棄するものと解釈されてはなりません。また、いかなる権利の放棄も、放棄する当事者の権限を有する代表者によって署名された書面による場合を除き、有効にはならないものとします。

**(d)** **条項の存続**　　 第 1 条 (および同条のその他すべての定義)、第 4 条 (a)(2)、第 4 条 (a)(3)、第 4 条 (d)、第 4 条 (e)、第 4 条 (f)、第 4 条 (g)、第 4 条 (h)(ii)、第 4 条 (i)(ii)、第 4 条 (i)(iii)、第 4 条 (j)(iii)、第 4 条 (l)、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条 (e)、第 9 条 (b)、および第 10 条は、本契約の満了またはその他の終了後も有効に存続します。

**(e) 合衆国政府による制限**　　乙が 合衆国、その政府機関、またはその下部機関 (以下「**合衆国政府**」) に対し、またはそれらのために、頒布または実施するマイクロソフト コースは、すべて一部の権利を制限して乙に提供されます。合衆国政府による使用、複製、または公開については、DFAR 252.227-7013 の Technical Data and Computer Software に対する権利に関する第 (c)(1)(ii) 項に定める、または同項と同等以上に甲を保護する特定の省庁の規則に定める制限事項が適用されるものとします。乙は、こうした制限付権利による保護を得るための合衆国政府の定める要件 (製品ソフトウェア、製品ドキュメント、およびそれらに関連して使用される契約に権利の制限に関する説明文を付すことを含みますが、それに限定されません) に従うものとします。製造元は Microsoft Corporation (One Microsoft Way, Redmond, Washington 98052-6399) です。いかなる場合も、甲は、原価もしくは価格に関するデータまたは原価計算条件の提出または提出免除申請に関する合衆国政府の要件を遵守する義務を負いません。原価もしくは価格に関するデータまたは原価計算条件に関する合衆国政府の要件の甲による遵守が必要とされる可能性のあるマイクロソフト コースを合衆国政府に頒布または提供する場合には、乙はあらかじめ、甲のために適切な合衆国政府機関から適切な権利放棄またはかかる要件の免除を取得しなければなりません。

1. **通知**　　 本契約によって甲に対して行う必要があるすべての通知の宛先は、Microsoft Certified Trainer Program, Microsoft Corporation (One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) とします。本契約によって乙に対して行う必要があるすべての通知の宛先は、申込書に記載された住所とします。MCT プログラムの一般的な更新および情報は、乙に対し乙の申込書に記載された電子メール アドレス宛に送信されることがあります。乙の連絡先 (電子メール アドレスおよび住所) に関して常に最新の情報を提供するのは、乙の責任です。
2. **輸出の制限** 乙は、本契約に基づいて MCT プログラムへの参加により取得したマテリアルが、アメリカ合衆国起源の製品であることを了解します。乙は、これらのマテリアルに適用される米国内外のすべての適用法
(合衆国輸出管理規則 (U.S. Export Administration Regulations)、ならびに合衆国政府およびその他の政府が発令するエンド ユーザー、最終使用、
および仕向け国に関する規制を含みます) を遵守することに同意します。
マイクロソフト製品の輸出に関する詳細については、<http://www.microsoft.com/japan/exporting/default.mspx> を参照してください。
3. **解釈**　　 理由の如何を問わず管轄裁判所において本契約の規定またはその一部が執行不可能と認められた場合でも、当該規定は、認められる最大限の範囲で両当事者の意図を実現するよう執行され、それ以外の規定は引き続き有効に存続するものとします。一方の当事者が本契約の規定に対する権利を行使しなかったとしても、将来当該規定または別の規定に対する権利を行使する権利を放棄したものとは見なされません。
4. **技術移転**　　 本契約は、(a) 本契約で提供するテクノロジ (あらゆるソフトウェアを含みます) が生産または管理目的のテクノロジ チェーンの構成部分ではないため、および (b) テクノロジ (あらゆるソフトウェアを含みます) が独自のテクノロジ ライセンスを有するため、適用される法令により定義されている「技術移転」の合意を形成するものではありません。乙は、本契約に基づき、マイクロソフトのテクノロジ受領者と自称しないものとし、マイクロソフトをテクノロジ提供者と称しないものとします。
5. **完全合意、英語を基準言語とすること** 本契約は、本件に関する両当事者間の完全合意を明文化したものであり、従前および現在のすべてのマイクロソフト認定トレーナー契約を含む従前および現在のすべての意思表示に優先します。本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約は、書面または電子署名などが付された記録による場合に限り、これを変更することができます。本契約の英語版と他言語への翻訳との間に矛盾が生じた場合は、本契約の英語版に従って解釈するものとします。

契約当事者に関する別表

マイクロソフト認定トレーナーおよび
マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント

契約

本契約を締結するマイクロソフト法人は、以下のとおり乙が所在する国/地域を基準として決定されます。

マイクロソフト日本法人は下記のとおりです。

マイクロソフト株式会社

〒 151-8583

東京都渋谷区代々木 2-2-1

小田急サザンタワー

マイクロソフト中国法人は下記のとおりです。

Microsoft (China) Company, Limited

6F Sigma Center

No. 49 Zhichun Road Haidian District

Beijing 100080, P.R.C.

次の国および地域のマイクロソフト法人は下記のとおりです。アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルバ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、カナダ、ケイマン諸島、チリ、コロンビア、コスタリカ、キュラソー、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、フランス領ギアナ、グレナダ、グアム、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、マルチニーク島、メキシコ、モンセラット、オランダ領アンティル、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、プエルトリコ、セント・キッツ・ネイビス、セントルシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ、英領バージン諸島、米領バージン諸島

Microsoft Corporation
One Microsoft Way
Redmond, WA 98052
USA

次の国および地域のマイクロソフト法人は下記のとおりです。アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブーヴェ島、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、デンマーク、ジブチ、エジプト、エストニア、エチオピア、フェロー諸島、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ジブラルタル、ギリシア、グリーンランド、グアドループ島、ギニアビサウ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、コソボ、クウェート、キルギスタン、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニューカレドニア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、カーボベルデ共和国、赤道ギニア共和国、ギニア共和国、セネガル共和国、レユニオン、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ共和国、セントヘレナ島、サンマリノ、サウジアラビア、セルビア、セイシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ、スペイン、スバールバル諸島・ヤンマイエン島、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、イギリス、ウズベキスタン、バチカン市国、イエメン、ザイール、ザンビア、ジンバブエ

Microsoft Ireland Operations Limited

The Atrium

Block B

Carmenhall Road

Sandyford Industrial Estate

Dublin 18

IRELAND

次の国および地域のマイクロソフト法人は下記のとおりです。オーストラリアおよびその外部領土、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、クック諸島、東ティモール、フィジー、フランス領ポリネシア、フランス領極南諸島、香港、インド、インドネシア、キリバス、ラオス人民民主共和国、マカオ、マレーシア、モルジブ、マーシャル諸島、マヨット、ミクロネシア連邦、ナウル、ネパール、ニュージーランド、ニウエ、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、ピトケアン島、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、タイ、トケラウ諸島、トンガ、ツバル、ウォリス・フティナ諸島、バヌアツ、ベトナム

Microsoft Regional Sales Corporation

シンガポールに支店を置く、米国ネバダ州法人であり、その主たる営業所は下記となります。

438B Alexandra Road, #04-09/12, Block B, Alexandra Technopark

Singapore, 119968

マイクロソフト台湾法人は下記のとおりです。

Microsoft Taiwan Corporation

8F, No 7, Sungren Rd.

Shinyi Chiu, Taipei

Taiwan 110

マイクロソフト大韓民国法人は下記のとおりです。

Microsoft Korea, Inc.
5th Floor West Wing, POSCO Center
892, Daechi-Dong, Gangnam-Gu,
Seoul 135-777, Korea

**準拠法および裁判管轄に関する別表**

**マイクロソフト認定トレーナーおよび
マイクロソフト認定ラーニング コンサルタント**

**契約**

**1.** **準拠法、弁護士報酬** 本契約の準拠法、裁判管轄、および裁判地は下記のとおりとなります。この裁判管轄および裁判地の選択は、いずれかの当事者が、知的財産権の侵害、守秘義務違反、仲裁判断または決定の承認の執行に関して適切な法域において差止命令による救済を求めることを妨げないものとします。いずれかの当事者が本契約に関して訴訟を開始した場合、勝訴当事者は、その合理的な弁護士報酬、訴訟費用、およびその他の支出を求償する権利を有します。

**2. 通則**　　 下記第 3 条に規定する場合を除き、本契約はワシントン州法に準拠します。両当事者は、ワシントン州キング郡所在の裁判所の専属的裁判管轄および裁判地に同意するものとします。乙は、対人管轄権の不存在および不便宜法廷地のすべての抗弁権を放棄します。

**3.** **その他の条項**　　 乙の主たる営業所が以下に列記する国または地域の
1 つに所在する場合、または乙が政府機関である場合は、抵触する範囲で下記の該当規定が第 2 条に優先して適用されます。

a. 乙の主たる営業所がオーストラリアもしくはその外部領土、イン
ド、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、またはベトナムに所在する場合は、以下の規定が適用されます。

本契約は、シンガポール法により解釈され、同法に準拠します。

 乙の主たる営業所がオーストラリアもしくはその外部領土、マレーシア、ニュージーランド、またはシンガポールに所在する場合、乙はシンガポールの裁判所を非専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。

乙の主たる営業所がインド、インドネシア、フィリピン、タイまたはベトナムに所在する場合には、本契約に起因または関連するすべての紛争は、本契約の存在、有効性または終了に関する一切の疑義を含め、シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre: SIAC) の仲裁規則に従い、シンガポールにおける仲裁に付託され、最終的にかかる仲裁により解決されるものとします。なお、上記規則は、参照により本条に組み込まれたものと見なされます。仲裁裁判は、SIAC の会長が任命する仲裁人 1 名により行われます。仲裁で使用する言語は英語とします。仲裁人の決定は最終的で、拘束力のある、上訴不可のものとし、また、インド、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、またはその他の場所で、執行判決の基礎として援用することができます。

b. 乙の主たる営業所が日本に所在する場合は、以下の規定が適用されます。

本契約は、日本法により解釈され、同法に準拠するものとし、乙は東京地方裁判所が第一審の専属的裁判管轄を有することに同意するものとします。本契約上の権利もしくは請求権の行使または本契約の規定の解釈に関する訴訟において、勝訴当事者は合理的な弁護士費用およびその他の支出を回収することができます。

c. 乙の主たる営業所が、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリ
ア、アンドラ、アンゴラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブーヴェ島、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、デンマーク、ジブチ、エジプト、エストニア、エチオピア、フェロー諸島、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ジブラルタル、ギリシア、グリーンランド、グアドループ島、ギニアビサウ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、コソボ、クウェート、キルギスタン、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニューカレドニア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、カーボベルデ共和国、赤道ギニア共和国、ギニア共和国、セネガル共和国、レユニオン、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ共和国、セントヘレナ島、サンマリノ、サウジアラビア、セルビア、セイシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ、スペイン、スバールバル諸島・ヤンマイエン島、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、イギリス、ウズベキスタン、バチカン市国、イエメン、ザイール、ザンビア、ジンバブエに所在する場合には、以下の条項が適用されます。

本契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、乙は、本契約に起因または関連するすべての紛争について、アイルランドの裁判所の裁判管轄および裁判地に服することに同意するものとします。

d. 乙の主たる営業所が中華人民共和国 (本契約書の目的においては、中華人民共和国に香港特別行政区または台湾は含まれません) に所在する場合は、以下の規定が適用されます。

本契約は、中華人民共和国法により解釈され、同法に準拠するものとし、乙は、本契約および付加条項に起因または関連するすべての紛争を北京の中国国際経済貿易仲裁委員会 (China International Economic and Trade Arbitration Commission in Beijing: CIETAC) の拘束力のある仲裁に付託し、その時点で有効な CIETAC の規則に従うことに同意するものとします。

e. 乙の主たる営業所がコロンビアまたはウルグアイに所在する
場合は、以下の規定が適用されます。

本契約の有効性、解釈、または履行に関する当事者間のすべての紛争、請求、または訴訟は、当該時点で施行されている UNCITRAL (国際連合商取引委員会) の仲裁規則に従い、仲裁により解決されるものとします。仲裁人選定機関は、かかる目的のために国際商業会議所 (以下「ICC」) が採択している規則に従いその任に当たる ICC とし、仲裁地は、アメリカ合衆国ワシントン州シアトルとします。仲裁人は 1 名のみとします。仲裁判断はコモン ローのみに基づくものであってエクィティーに基づいてはならず、最終的なものであり、当事者を拘束するものとします。本契約の両当事者は、本契約書に関連して生じるすべての事項および紛争をアメリカ合衆国ワシントン州シアトルにおける仲裁に付託することに、取消不能の形で合意しているものとします。

f. 乙の主たる営業所が大韓民国に所在する場合は、以下の規定が適用されます。

本契約は、大韓民国法により解釈され、同法に準拠するものとし、乙は、ソウル地方裁判所の第一審裁判管轄および裁判地に同意するものとします。本契約上の権利もしくは請求権の行使または本契約の規定の解釈に関する訴訟において、勝訴当事者は合理的な弁護士費用およびその他の支出を回収することができます。

g. 乙の主たる営業所が台湾に所在する場合は、以下の規定が適用されます。

本契約の条件は、台湾法に準拠し、同法により解釈されるものとします。当事者は、本契約に起因または関連するすべての紛争に対する管轄権を有する第一審裁判所として台北地方裁判所を指定します。